



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
當たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- | | |
|--------------------------------|---|
| ○沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認・4件（文化振興課） | 1 |
| ○道路の区域の変更（道路管理課） | 3 |
| ○公共測量の実施の通知（道路管理課） | 3 |
| ○建築基準法に基づく道路の位置の指定（中部土木事務所） | 4 |
| ○建築基準法に基づく道路の位置の指定・4件（南部土木事務所） | 4 |

公 告

- | | |
|---|---|
| ○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（会計課） | 5 |
| 人事委員会事項 | |
| ○東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則 | 5 |

告 示

沖縄県告示第281号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第12条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和5年7月25日

沖縄県文化観光スポーツ部長 宮 城 嗣 吉

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和5年6月21日から同年9月3日まで
- 4 観覧料の額

令和5年度博物館企画展「みんなの進化展ー命はつながっているー」

区分	観覧料の額（1人につき）	
	個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	1,200円
	大学生及び高校生	700円
	中学生及び小学生	100円
		960円
		560円
		80円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第282号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第12条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和5年7月25日

沖縄県文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和5年9月22日から同年11月19日まで
- 4 観覧料の額
令和5年度博物館企画展「海を越える人々（前期）琉球と倭寇のもの語り」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	1,000円	800円
	大学生及び高校生	600円	480円
	中学生及び小学生	400円	320円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第283号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第12条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和5年7月25日

沖縄県文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和5年11月3日から令和6年1月21日まで
- 4 観覧料の額

令和5年度美術館企画展「照屋勇賢展」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,200円	960円
	大学生及び高校生	800円	640円
	中学生及び小学生	500円	400円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第284号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第12条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和5年7月25日

沖縄県文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和5年12月12日から令和6年2月12日まで
- 4 観覧料の額

令和5年度博物館特別展「海を越える人々（後期）旧石器時代の人類展」

区分	観覧料の額（1人につき）		
	個人の場合	団体の場合	
博物館施設	一般	1,200円	960円
	大学生及び高校生	700円	560円
	中学生及び小学生	500円	400円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和5年7月25日から同年8月7日まで一般の縦覧に供する。

令和5年7月25日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玉城那覇自転車道線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	南城市大里字大里上川原1720番1から 南城市大里字古堅東古堅原66番1まで	5.6m ~ 12.5m	86.8m
新	南城市大里字大里上川原1720番1から 南城市大里字古堅東古堅原66番1まで	7.3m ~ 24.9m	86.8m

沖縄県告示第286号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県北部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年7月25日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 公共測量を実施する地域 名護市宮里7丁目及び字為又地内
 - 2 公共測量を実施する期間 令和5年7月3日から同年11月27日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
-

沖縄県告示第287号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和5年7月25日

沖縄県中部土木事務所長 高嶺賢巳

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 令和5年5月8日
 - 3 指定に係る道路の位置 西原町字与那城大多良原381番9、381番11の一部及び382番2並びに382番2地先
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 31.77メートル
 - (2) 幅員 5.00メートル
-

沖縄県告示第288号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和5年7月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲嶺智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 令和5年3月24日
 - 3 指定に係る道路の位置 南城市大里字稻嶺里仲原1627番14
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 70.77メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル
-

沖縄県告示第289号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和5年7月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲嶺智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 令和5年4月12日
 - 3 指定に係る道路の位置 南城市玉城字船越内又原1205番1
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 30.00メートル
 - (2) 幅員 5.00メートル
-

沖縄県告示第290号

令和5年7月25日 火曜日

公 報

第5140号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和5年7月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年4月20日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市玉城字船越赤増原720番12
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 51.24メートル
 - (2) 幅員 6.00～8.00メートル

沖縄県告示第291号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和5年7月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和5年4月28日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市玉城字垣花久保原244番4及び245番14
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 32.83メートル
 - (2) 幅員 5.00メートル

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年7月25日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県財務会計システム再構築業務（設計・開発業務委託）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県出納事務局会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和5年5月22日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 沖縄県財務会計システム共同企業体 代表者 富士通Japanc株式会社沖縄公共ビジネス部 那覇市久茂地1丁目12番12号
- 5 契約金額 543,515,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

人 事 委 員 会 事 項

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月25日

沖縄県人事委員会

委員長職務代理者 比嘉悦子

沖縄県人事委員会規則第11号**東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則**

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則（平成24年沖縄県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項を次のように改める。

2 条例第5条第1項第1号の人事委員会規則で定める作業は、新型コロナウイルス感染症の患者等に接して行う看護、健康管理又は生活支援の作業とする。

第3条第4項を次のように改める。

4 条例第5条第2項の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日1日につき1,000円とする。

第3条第5項を削る。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

発 行 所

沖縄県総務部

総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社

〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4